

參考資料

生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会による中間時点での意見交換実施要綱

1 目的

生活衛生関係営業対策事業費補助金に係る事業（以下「事業」という。）の中間時点において事業実施者との間で意見交換を行うことで、事業計画の実施状況や成果等を確認し、当該事業目的が十分達成されるよう適切な助言を行うことで、事業の効果的で効率的な推進に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会（以下「審査・評価会」という。）とする。

3 実施方法

- (1) 説明者は、事業の進捗事業について、事前に別途指定する日までに提出した「事業進捗状況報告書」（様式）に基づき説明を行う。ただし、パワーポイント等の追加説明資料を追加することができる。また、説明の際、必要に応じて備え付けのプロジェクターを用いることができる。
- (2) 説明者は事業代表者を含め4名以内とする。
- (3) 時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、座長の判断により必要な範囲で増減することができる。
 - ①事業代表者等からの事業進捗状況等の説明・・・・・・・・・・15分
 - ②質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10分
 - ③コメントの記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5分
- (4) 審査・評価会の構成員は、意見交換の内容に基づき、別途定める「記入シート」に記入する。

4 意見交換にあたっての着眼点

- (1) 事業の有効性について
 - ・効果測定が可能な事業の実施体制となっているか。
 - ・事業（先進的モデル事業（特別課題）を含む）が関係営業の課題解決に役立つ事業となっているか。
- (2) 事業実施者側から見た問題点について
 - ・事業の採択までの過程に関する問題点。
 - ・事業の実施上の問題点。
- (3) 今後の関係営業の課題の把握について
 - ・生活衛生関係営業の課題に、今後、どう対応するか。
 - ・翌年度に実施が期待される先進的モデル事業（特別課題）は何か。

5 開示・公開等

- (1) 厚生労働省健康局生活衛生課は、意見交換終了後の適切な時期に、意見交換の概要を厚生労働省ホームページ等により公表する。
- (2) 審査・評価会の構成員は、意見交換の過程で知り得た情報について外部に漏らしてはならない。

ヒアリング番号	生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会による中間時点での意見交換 ＜事業進捗状況報告書＞
---------	--

事業名			
都道府県名又は法人名		代表者名	
事業実施期間	平成23年 月 日 から 平成 年 月 日		

1. 効果測定が可能な事業の実施体制となっているか。

2. 事業(先進的モデル事業(特別課題)を含む)が関係営業の課題解決に役立つ事業となっているか。

3. 事業の採択までの過程に関する問題点。

4. 事業の実施上の問題点。

5. 生活衛生関係営業の課題に、今後、どう対応するか。

6. 翌年度に実施が期待される先進的モデル事業(特別課題)は何か。

※事業が複数ある場合は、それぞれ別様に作成すること